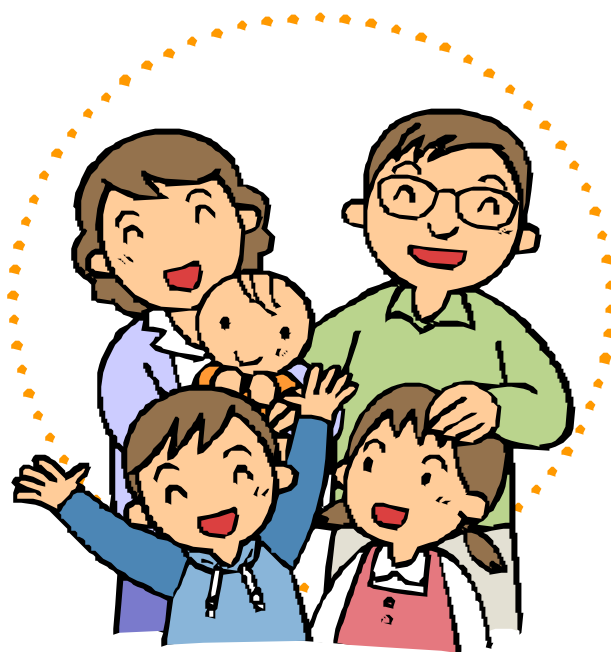
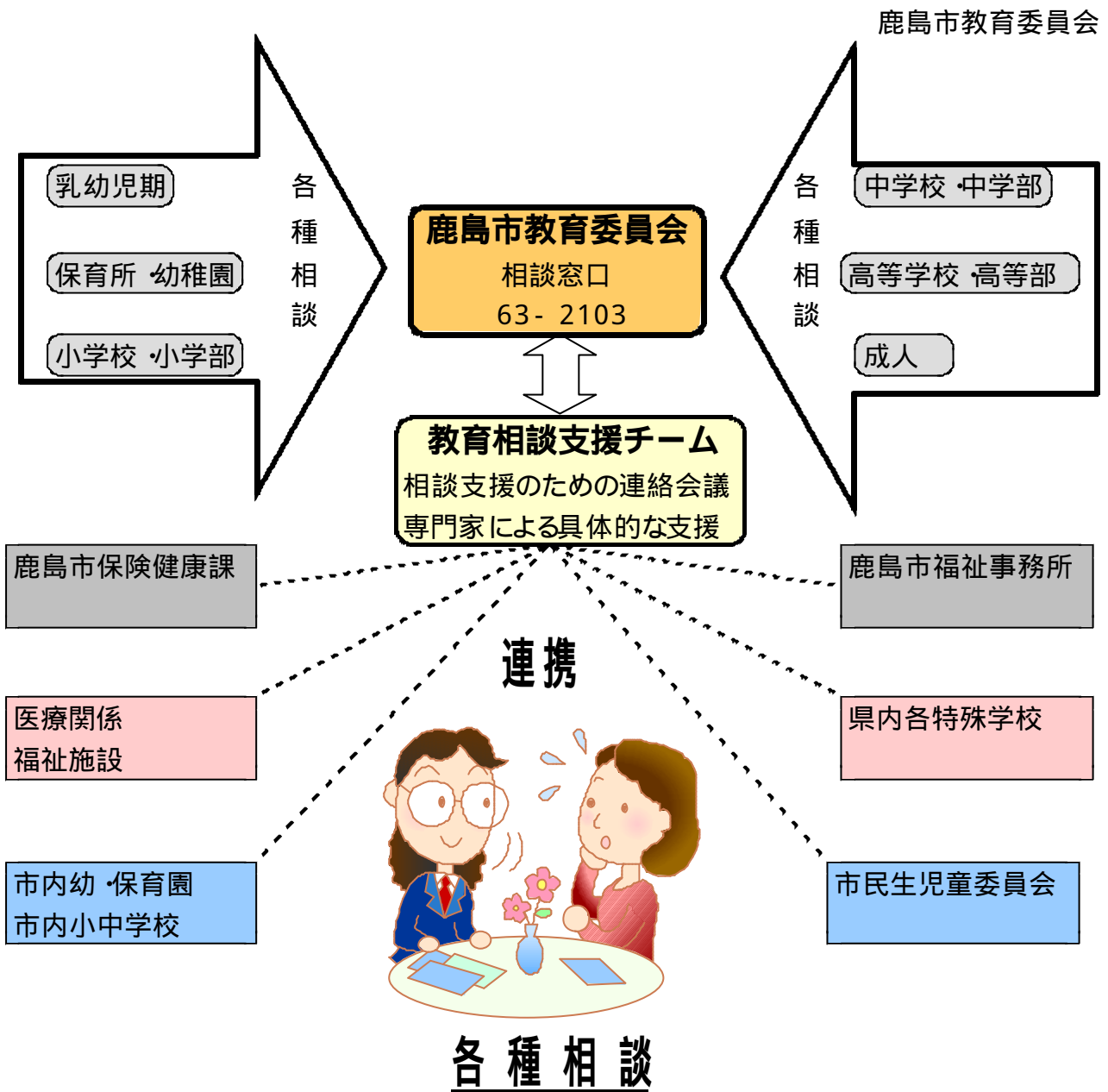


障害のある子どもための教育相談
リーフレット



鹿島市教育委員会

鹿島市教育相談プラン



* 各種相談

病弱や障害に関わる療育・保育・教育・就学・進路・就労など

電話・来所・相談員派遣など希望により対応

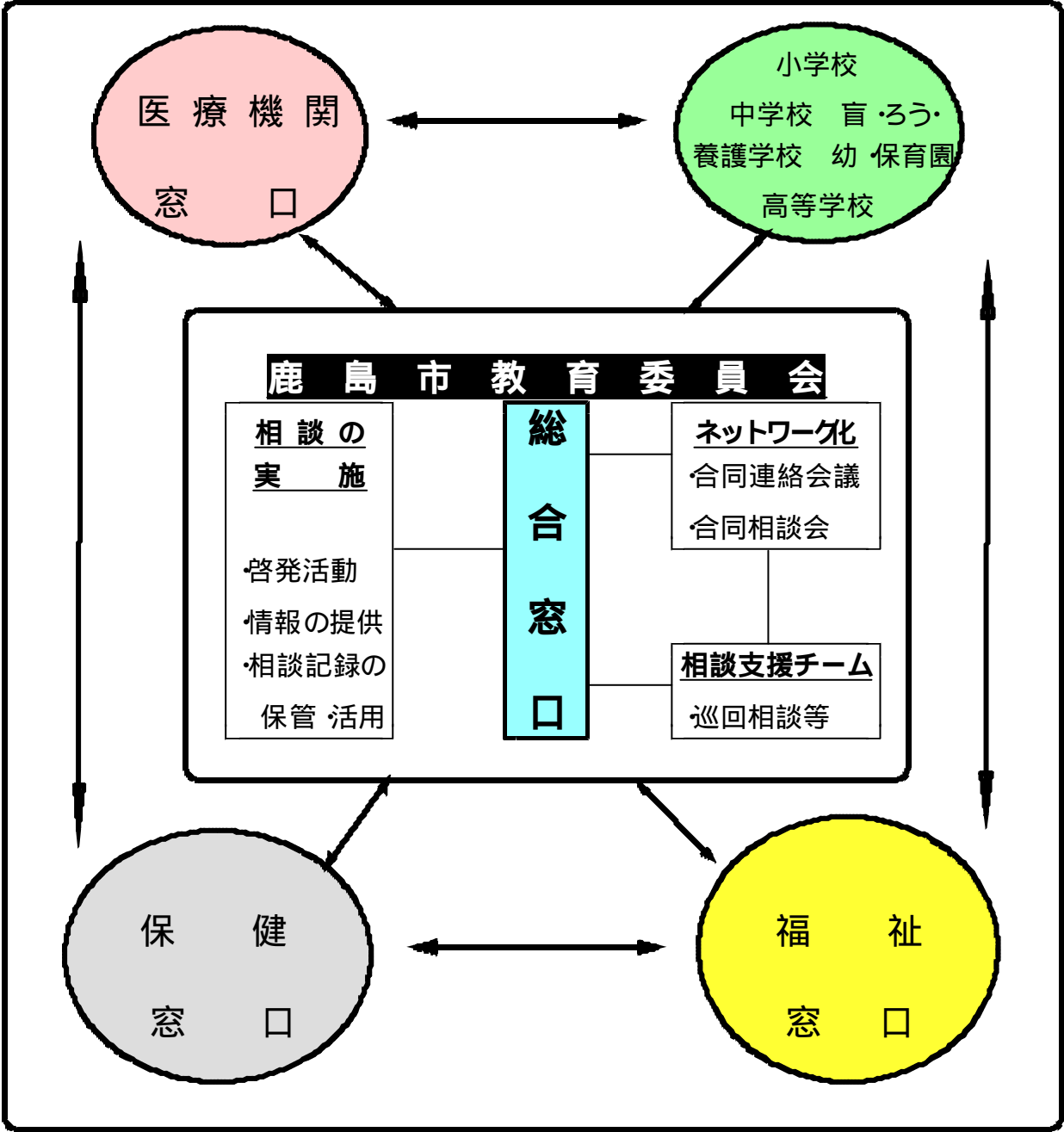
専門家(保健師・栄養士・相談員・指導員・保育士・教員・関係行政機関など)による対応、支援

鹿島市教育相談

ポイント1 一貫した教育相談ネットワークで対応します

障害のある子どものライフステージを見とおして、豊かな将来をはぐくむためには、乳幼児期から学校卒業後にわたって、教育、福祉、保健、医療機関と連携して、一貫した教育相談体制を整備することが必要です。

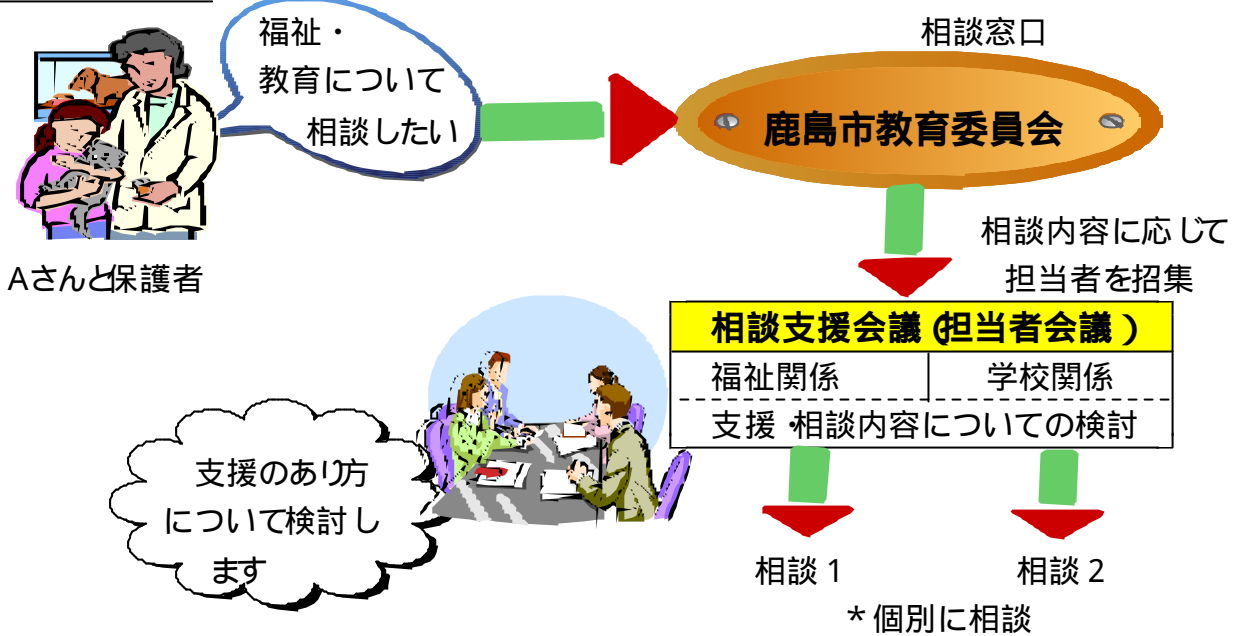
こうした必要性を踏まえ、教育委員会は福祉、保健、医療機関と連携して、障害のある子どものための教育相談ネットワークを構築し、将来設計に関する情報を提供するとともに、個別の支援計画「子育て支援プラン」を作成し、相談及び支援を行います。



ポイント2 各機関連絡協議会及び相談支援会議を開き連携を図ります

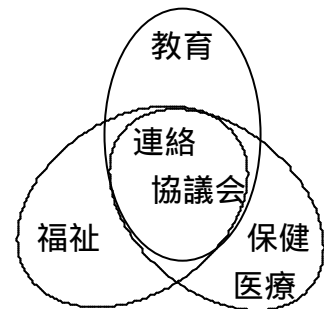
相談支援会議

相談内容に応じて、関係機関が支援についての会議を開きます。



各機関の連絡協議会

参加機関による連絡協議会を年数回設けるなどして、教育相談の趣旨徹底と参加各機関の機能の共通理解を図ります。また、合同研修会や情報交換を積極的に行い、ネットワークとしての相談支援機能を高めます。



ポイント3 個人情報の取り扱いには、十分配慮します

相談の手続き

総合的に子どもの成長を支援するために、保護者の方にまず、関係機関が合同で行っているネットワークの相談であることを確認し、承諾を得てから相談を開始します。

相談の手続き

総合的な支援策を継続して行うために、保護者の方の了解を得て、個人カルテを作成し、相談の概要に関する情報(例えば、氏名、性別、相談開始時期、障害種別、相談事項等)を相談支援のためのネットワーク内で活用します。

相談の手続き

相談手帳(あゆみ)を配布し、活用方法について説明します。

手続き ～ の後、相談に入ります。

ポイント4 教育相談ネットワークをつくります

関係機関が集まっているメリットを生かし、保護者の方への手だてを明確にする支援を考えます。

例えば、将来の夢をはぐくむための個別支援計画を策定し、子どもに応じたプランニングを提供します。そのプランニングには、例えば次のような内容が考えられます。

保健センター等の相談機関の情報。
福祉制度に関する情報。(支援の種類、内容、利用方法、相談申込窓口)
子どもに応じた学校教育に関する情報。(指導内容、指導形態、進路、見学窓口)
また、相談内容に応じて次のような支援を行います。
必要な情報を収集・提供し、保護者の判断の援助を行います。
専門機関や専門家を紹介します。
子どもに適した支援策を見極め、必要な制度の利用についてアドバイスします。
子どもの成長を見守りながら、継続して相談に応じます。

ポイント5 相談支援体制の充実を図ります

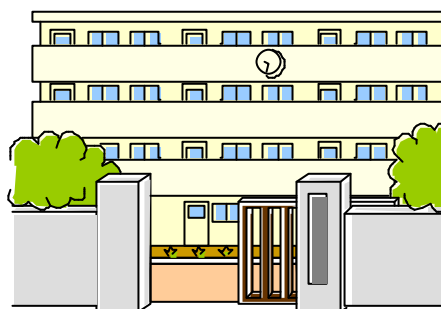
相談委員による巡回相談も行います。保護者の方との相談だけでなく、保育所や幼稚園、小中学校へ出向いて行って専門的知識・技能を有するものが相談を行います。保護者や子どもと接する職員のニーズにも応えます。

巡回相談を行う場合、保護者や関係機関との要請に基づき、ネットワーク内の適切な機関が巡回相談を実施します。

(例 教育委員会による教育相談、保険健康課、福祉事務所

などによる育児相談、療育相談、発達相談など)

要請者のニーズに応じて、例えば相談者支援リストを活用して、障害のある子どもの教育の専門家が保育園、学校や幼稚園などを巡回して、障害のある子どもと保護者及び職員に対する指導・助言や情報提供を行います。



連絡先 鹿島市教育委員会

〒849-1391

佐賀県鹿島市大字納富分2643の1 (0954)63-2103

Fax(0954)63-2129, E-mail: kyouiku@city.kashima.saga.jp